

## サークル活動申請書（兼：補助金支給申請書）について

新年度から新たに活動を開始するサークル、また新年度も継続して活動するサークルの代表の方で、活動の申請および補助金の支給を希望される方は、「サークル活動申請書(兼:補助金支給申請書)」に必要事項を記入し、**3学期の始業式当日までに**、職員室前の PTA 本部宛ての引き出しに入れていただくか、古封筒に入れて、「PTA 本部宛て」と記入し、担任の先生にご提出ください。

### 【備考】

＝新規申請＝

○新年度から新たにサークル活動を立ち上げる場合は、上記締切日までに申請すれば、当該年度の最後に行われる委員総会で認可後、または新年度始業式当日までに申請すれば、新年度最初に行われる委員総会で認可後、新年度の活動を厚生部内下部組織として行うことができます。また、役員会での承認を経て補助金が支給されま

す。

＝継続申請＝

○新年度当初からの活動を継続する会員が 5 名以上いる場合は、上記締切日までに申請すれば、当該年度の最後に行われる委員総会で認可後、新年度当初からの活動が可能になり、新規申請同様、補助金が支給されます。なお、年度毎の申請が必要となりますことをご了承ください。

○年度末には活動報告書および会計決算書をご提出いただきますようお願いいたします。

○提出いただきました個人情報、サークル活動の申請以外の目的で使用いたしません。

### ※サークル活動について PTA 細則より(抜粋)

(体育・文化サークル)

#### 第 12 条

会員有志は、体育・文化活動を通じて会員相互の研鑽と交流を深めるための体育・文化サークル（原則として会員 5 名以上）の設置を役員会に申請することができる。役員会での審議を経て委員総会において認可されれば、当該年度の活動を厚生部内下部組織として行うことができる。活動を継続する場合には、各年度毎に申請を行わねばならない。なお、補助金は役員会の承認を経て支給できる。